

腫瘍マーカー

コード	検査項目 JLAC10コード	検体量 (mL)	容器 (No.)	保存	所要 日数	実施料 判断区分	検査方法	基準値	備考	異常を示す主な疾患
5019	AFP 5D015-0000-023-051	血清 0.3	1	冷蔵	1~3	101* 生化II	CLIA	10.0以上 ng/mL		【低値】肝細胞癌・ヨークサック腫瘍 AFP産生胃癌・肝硬変・妊娠・羊水
9099	AFPレクチン分画(L3) 5D018-0000-023-024	血清 0.6	1	冷蔵	4~6	190* 生化II	LBA-EATA	L3:10.0未満 %		【低値】肝細胞癌 ヨークサック腫瘍 AFP産生胃癌
5020	CEA 5D010-0000-023-051	血清 0.3	1	冷蔵	1~3	99* 生化II	CLIA	5.0以下 ng/mL		【高値】大腸癌・肺癌・転移性肝癌 胆道癌・肺癌・胃癌・甲状腺癌 肝硬変・肝炎・胆石症・糖尿病
9104	PIVKA-II 5D520-0000-023-051	血清 0.4	1	冷蔵	3~4	135* 生化II	CLIA	40未満 mAU/mL		【高値】細胞癌・肝炎・肝硬変 ビタミンK欠乏症 ワーファリン投与時
9024	TPA 5D320-0000-023-051	血清 0.5	1	凍結	5~7	110* 生化II	CLIA	75未満 U/L		【高値】肺癌・肝癌・胆道癌・肺癌 乳癌・卵巣癌・子宮・肝硬変・肝炎 炎症性疾患
9372	SCC抗原 5D300-0000-023-051	血清 0.3	1	冷蔵	1~3	104* 生化II	CLIA	1.5以下 ng/mL	唾液等の混入は 高値傾向	【高値】宮頸部癌・扁平上皮癌 肺癌
9412	NSE (神経特異エノラーゼ) 5D410-0000-023-053	血清 0.3	1	冷蔵	3~4	142* 生化II	ECLIA	16.3以下 ng/mL	溶血検体不可 ※ビオチンの干渉(下段参照)	【高値】胆小細胞癌・神経細胞腫 褐色細胞腫・グルカゴノーマ インスリノーマ・呼吸器系疾患
9113	Pro GRP (ガストリン放出ペプチド前駆体) 5D550-0000-022-051	EDTA-2Na 血漿 0.3	7	冷蔵	4~5	175* 生化II	CLIA	81.0未満 pg/mL		【高値】乳小細胞癌 腎疾患(腎不全など)
9031	シフラ (サイトケラチン19フラグメント) 5D325-0000-023-053	血清 0.3	1	冷蔵	1~3	158* 生化II	ECLIA	3.5以下 ng/mL	※ビオチンの干渉(下段参照)	【高値】胃扁平上皮癌 食道癌・子宮頸癌・肺癌
9049	CA19-9 5D130-0000-023-051	血清 0.3	1	冷蔵	1~3	124* 生化II	CLIA	37以下 U/mL		【高値】肺癌・胆道系癌・胃癌 大腸癌・膵胆道系疾患・肝硬変
9276	エラスターゼ1 3B195-0000-023-062	血清 0.3	1	冷蔵	1~3	123* 生化II	LA	300以下 ng/dL		【高値】急性肺炎・慢性肺炎再燃期 肺癌・胆道癌・肝硬変・糖尿病
9050	CA125 5D100-0000-023-051	血清 0.3	1	冷蔵	1~3	140* 生化II	CLIA	35以下 U/mL		【高値】卵巣癌・肺癌・消化器癌 子宮内膜症性嚢腫・肝硬変 急性肺炎・妊娠・月経期
9729	HE4(閉経前) (ヒト精巣上体タンパク4) 5D110-0000-023-051	血清 0.3	1	冷蔵	4~6	200* 生化II	CLIA	閉経前女性 70.0以下 pmol/L		【高値】卵巣癌
9743	HE4(閉経後) (ヒト精巣上体タンパク4) 5D110-0000-023-051							閉経後女性 140.0以下 pmol/L		
5489	CA15-3 5D120-0000-023-051	血清 0.3	1	冷蔵	1~3	115* 生化II	CLIA	30以下 U/mL		【高値】乳癌(再発・転移性)

※ビオチンの干渉: 5mg/日以上ビオチンを投与している場合、測定結果が偽高値または偽低値になる可能性がありますので、採血は投与後、少なくとも8時間以上経過してから行ってください。

* 腫瘍マーカーの包括 1回に採取した血液を用いて2項目以上の検査を行った場合
2項目: 230点 3項目: 290点 4項目以上: 396点

※61ページ 腫瘍マーカー 参照



腫瘍関連検査

腫瘍マーカー

コード	検査項目 JLAC10コード	検体量 (mL)	容器 (No.)	保存	所要 日数	実施料 判断区分	検査方法	基準値	備考	異常を示す主な疾患
9151	γ-Sm (γ-セミノプロテイン) 5D310-0000-023-052	血清 0.5	1	凍結	3~5	194* 生化II	CLEIA	4.0以上 ng/mL		【高値】前立腺癌・前立腺肥大症 前立腺触診直後・急性前立腺炎
9023	PSA (前立腺特異抗原) 5D305-0000-023-051	血清 0.3	1	冷蔵	1~3	124* 生化II	CLIA	4.00以下 ng/mL		【高値】前立腺癌
3572	高感度PSA 5D305-1330-023-051	血清 0.3	1	冷蔵	1~3	124* 生化II	CLIA	成人男子 4.000以下 ng/mL		【高値】前立腺癌
5329	PSA-ACT (前立腺特異抗原α1アンチトリプシン複合体) 5D306-0000-023-051	血清 0.5	1	冷蔵	3~5	124* 生化II	CLIA	3.4以下 ng/mL	前立腺肥大と前立腺癌との カットオフ値 7.0ng/mL	【高値】前立腺癌・前立腺肥大症
2388	PSA F/T比 (遊離型PSA比) 5D308-0000-023-051	血清 0.5	1	凍結	3~4	150* 生化II	CLIA	27以上 %		【低値】前立腺癌
2731	抗p53抗体 5D560-0000-023-052	血清 0.3	1	冷蔵	3~5	163* 生化II	CLEIA	1.30以下 U/mL		【高値】大腸癌・肺癌・食道癌 その他の悪性腫瘍
9138	DUPAN-2 5D170-0000-023-023	血清 0.3	1	冷蔵	4~6	118* 生化II	EIA	150以下 U/mL		【高値】膵癌・胆道癌・肝癌 胃癌・大腸癌
9152	SLX抗原 (シアリルLe ^x -i抗原) 5D175-0000-023-006	血清 0.3	1	冷蔵	3~5	144* 生化II	RIA (固相法)	38以下 U/mL	溶血検体不可	【高値】肺癌癌・卵巣癌 膵癌・胆嚢癌
9340	NCC-ST439 5D220-0000-023-023	血清 0.6	1	冷蔵	3~4	115* 生化II	EIA	男女 49歳以下 50歳以上 4.5未満 7.0未満 4.5未満 U/mL		【高値】膵癌・胆道癌 肺癌・大腸癌
9395	BFP 5D025-0000-023-023	血清 0.3	1	冷蔵	3~9	150* 生化II	EIA	75未満 ng/mL	溶血検体不可	【高値】胆道癌・膵癌・原発性肝癌 胃癌・前立腺癌・卵巣癌・子宮体癌
9477	BCA-225 5D125-0000-023-052	血清 0.3	1	冷蔵	3~5	158* 生化II	CLEIA	160.0未満 U/mL		【高値】肺癌・再発肺癌・乳腺炎 妊娠33週以降
9254	CA72-4 5D150-0000-023-053	血清 0.5	1	冷蔵	3~4	146* 生化II	ECLIA	6.9以下 U/mL	※ビオチンの干渉 (下段参照)	【高値】胃癌・大腸癌・膵癌 卵巣癌(ムチン性嚢胞腺癌)
9506	Span-1 5D220-0000-023-006	血清 0.4	1	冷蔵	3~5	144* 生化II	IRMA	30.0以下 U/mL		【高値】膵癌・胆道癌・肝癌・大腸癌 慢性膵炎
9187	シアリルTn抗原 (STN) 5D153-0000-023-005	血清 0.4	1	冷蔵	3~4	146* 生化II	RIA (ビーズ固相法)	45.0以下 U/mL		【高値】子宮頸部癌 卵巣癌(漿液性・粘液性嚢胞腺癌 類内膜炎)・再発性胃癌・胆道系疾患
5149	CA602 5D103-0000-023-023	血清 0.6	1	冷蔵	3~6	190* 生化II	EIA	63.0以下 U/mL		【高値】乳【高値】卵巣癌 卵巣漿液性嚢胞腺癌 月経期(排卵期)・子宮内膜症 妊娠(4~11週)・胸膜炎・腹膜炎
5150	CA54/61 5D155-0000-023-023	血清 0.6	1	冷蔵	3~6	184* 生化II	EIA	12.0以下 U/mL		【高値】卵巣癌・子宮頸部 胃癌・胆道癌・膵癌 良性卵巣腫瘍・子宮内膜症
9706	NMP22(尿中) 5D570-0000-001-023	部分尿 5	82	冷蔵	3~5	143* 生化II	ELISA	12.0未満 U/mL	尿は容器の2本のライン の間に収まるように添加し てください。	【高値】 尿路上皮癌(膀胱癌・盂尿管癌) 尿路結石・膀胱炎
2467	BTA(尿中) 5D580-0000-001-117	尿 2	6	必ず 冷蔵	4~5	80 生化II	ラテックス 凝集法	(-)	48時間以内に検査 月~木ま で受託可 祝日前の提出不可 採尿はプラスチックコップで 願います(発泡系・紙コップ は不可)	【高値】再発膀胱癌・膀胱炎 尿路手術後

※ビオチンの干渉：5mg/日以上ビオチンを投与している場合、測定結果が偽高値または偽低値になる可能性がありますので、採血は投与後、少なくとも8時間以上経過してから行ってください。

※61ページ **腫瘍マーカー** 参照

腫瘍関連検査

腫瘍マーカー

コード	検査項目 JLAC10コード	検体量 (mL)	容器 (No.)	保存	所要 日数	実施料 判断区分	検査方法	基準値	備考	異常を示す主な疾患
2469	CSLEX抗原 (シアリルLex抗原) 5D177-0000-023-023	血清 0.4	1	冷蔵	5~8	* 160 生化II	EIA	8.0未満 U/mL		【高値】 乳癌の再発・肺腺癌・胃癌 大腸癌・卵巣癌・肝癌・慢性肝炎 炎症性疾患
3848	可溶性IL-2レセプター (sIL-2R) 5J095-0000-023-052	血清 0.4	1	冷蔵	3~4	* 438 生化II	CLEIA	121~613 U/mL		【高値】 悪性リンパ腫・多発性骨髄腫 ATL・リンパ性白血病(急性・慢性) 悪性腫瘍・悪性黒色腫・自己免疫性疾患 慢性活動性肝炎・サルコイドーシス・感染症
2628	HER2タンパク 5D590-0000-023-051	血清 0.5	1	冷蔵	3~7	* 320 生化II	CLIA	15.2以下 ng/mL		【高値】 乳癌・胃癌・肺癌
9167	HCG-β 4F090-0000-023-006	血清 0.5	1	冷蔵	3~6	** 132 生化II	IRMA	0.10以下 ng/mL		【高値】 胎状奇胎・絨毛癌 睾丸癌・HCG産生腫瘍
9681	ICTP (I型コラーゲン-C-テロペプチド) 5C124-0000-023-001	血清 0.5	1	冷蔵	3~5	悪性腫瘍 特異物質 治療管理料 下記参照	RIA (2抗体法)	4.5未満 (骨転移判定のカットオフ値) ng/mL		【高値】 多発性骨髄腫 癌からの骨転移 癌性高Ca血症・骨ペーজেット病
2112	デオキシピリジノリン 5C146-0000-001-021	早朝 二番尿 3 (防腐剤不可)	6	冷蔵	4~6	悪性腫瘍 特異物質 治療管理料 下記参照	EIA	男 2.1~5.4 女 2.8~7.6 nM/mM・Cr		【高値】 ペーজেット病 原発性副甲状腺機能亢進症 (副)甲状腺機能亢進症 【低値】 骨粗鬆症





* * 内分泌学的検査の包括 1回に採取した血液を用いて3項目以上の検査を行った場合
3~5項目：410点 6・7項目：623点 8項目以上：900点

悪性腫瘍特異物質治療管理料

- イ 尿中BTAに係るもの 220点
ロ その他のもの 1項目360点 2項目以上400点
- イについては、悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTAに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。
 - 「ロ」については、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査(1に規定する検査を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。
 - 2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、150点を口の所定点数に加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない。
 - 1に規定する検査及び治療管理並びに2に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、「ロ」の所定点数のみにより算定する。
 - 腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。
 - 1及び2に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、1又は2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。

悪性腫瘍特異物質治療管理料について

- 悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。
- 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。
- 初回月加算(150点)は、適切な治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行うことが予想される初回月に限って算定する。ただし、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の前月において、区分番号「D009」腫瘍マーカーを算定している場合は、当該初回月加算は算定できない。
- 腫瘍マーカー検査において、併算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。
- 当該月に悪性腫瘍特異物質以外の検査(腫瘍マーカーの項に規定する例外規定を含む。)を行った場合は、本管理料とは別に、検査に係る判断料を算定できる。
(例)肝癌の診断が確定している患者でα-フェトプロテインを算定し、別に、区分番号「D008」内分泌学的検査を行った場合の算定
悪性腫瘍特異物質治療管理料「ロ」の「1項目」+区分番号「D008」内分泌学的検査の実施料+区分番号「D026」生化学的検査(II)判断料
- 特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要があるものについては、その都度当局に内議し、最も近似する腫瘍マーカー検査及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。

1	真空採血管	1	血清・血漿用	6	尿一般	82	NMP-22
							

腫瘍関連検査

腫瘍マーカー(資料)

悪性腫瘍 検査項目	肺	食道	胃	膵臓	大腸	肝臓	胆道	胆嚢	乳房	卵巣	子宮	膀胱	前立腺	悪性腫瘍以外で高値となる主な疾患
AFP			○			●	○							肝炎、肝硬変、妊娠など
AFPレクチン分画						●								慢性肝炎、肝硬変など
BCA225									●					子宮良性疾患、妊娠
BFP	○	○		●		○	○			●	○	●		肝炎、肝硬変、胆道胆嚢炎、膵炎、肺疾患、再生不良性貧血など
BTA(尿)												●		膀胱炎、尿路感染症など
CA125	○		○	○						●	○			膵炎、子宮内膜症、月経期、妊娠など
CA15-3			○						●	○				乳腺良性疾患
CA19-9			○	●	○	○	●							肝硬変、胆嚢炎、膵炎など
CA54/61			○	○	○					●	○			良性卵巣腫瘍、粘液性嚢胞腺腫
CA602										●	○			卵巣良性疾患、卵巣類内膜嚢腫
CA72-4			●	○	○		○	○	○	●	○			胆石症、膵炎
CEA	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○		肝炎、肝硬変、潰瘍性大腸炎、糖尿病、妊娠、ヘビースモーカーなど
DUPAN-2			○	●		●	●							肝炎、肝硬変
NCC-ST439	●		●	●	○	○	○	○						肝炎、胆道胆嚢炎、膵炎など
NMP22(尿)												●		膀胱炎、腎・尿路系疾患
NSE	●													(溶血血清を用いて測定した場合)
PSA													●	前立腺肥大
PIVKAI						●								慢性活動性肝炎
Pro-GRP	●													胸膜炎、間質性肺炎、腎疾患
PSA -ACT													●	前立腺肥大、前立腺炎
PSA F/T比													●	前立腺肥大
SCC抗原	●	○									●			肝炎、呼吸器疾患、妊娠など
SLX抗原	●		○	●		○	●			●				肝炎、肝硬変、膵炎、糖尿病など
Span-1			○	●	○	○	●							肝炎、肝硬変、膵炎など
TPA	●		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		肝炎、肝硬変、膵炎、肺疾患、糖尿病、妊娠など
γ-Sm													●	前立腺肥大
エラスターゼ-1				●										胆石症、胆嚢炎、膵炎、糖尿病など
抗p53抗体		●			●				●					
シアリルTn抗原(STN)			●	○	○					●	○			肝硬変、肺疾患、子宮内膜症など
シフラ	●	○								●				肝炎、肝硬変、胃十二指腸疾患、腎不全、糖尿病

腫瘍マーカー ●有用とされているもの ○比較的有效性が高いもの

腫瘍マーカーは、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った腫瘍マーカーの検査の費用は悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、腫瘍マーカーは、原則として悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。

ただし、悪性腫瘍の診断が確定した場合であっても、次に掲げる場合においては悪性腫瘍特異物質治療管理料とは別に腫瘍マーカーの検査料を算定できる。

- (1) 急性及び慢性膵炎の診断及び経過観察のためにエラスターゼ1を行った場合。
- (2) 肝硬変、HBs抗原陽性の慢性肝炎又はHCV抗体陽性の慢性肝炎の患者について、α-フェトプロテイン(AFP)又はPIVKAIを行った場合(月1回に限る)。
- (3) 子宮内膜症の診断又は治療効果判定を目的としてCA125又はCA602を行った場合(診断又は治療前及び治療後の各1回に限る。)
- (4) 家族性大腸腺腫症の患者に対して癌胎児性抗原(CEA)を行った場合。

※CA-125、CA602のうち2項目を併せて行った場合は、主たるもの1つに限り算定する。

※癌胎児性抗原(CEA)、DUPAN-2を併せて測定した場合には、主たるもの1つに限り算定する。

※サイトケラチン19フラグメント(シフラ)は、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。

※ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)を神経特異エノラーゼ(NSE)と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

※I型コラーゲン-Cテロペプチド(ICTP)、I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)又はデオキシピリジノリン(DPD)(尿)は、乳房、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断がされた患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、特定疾患治療管理料の悪性腫瘍特異物質治療管理料の「口」を算定する。

※NMP22(尿)は、尿沈渣(鏡検法)により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。ただし、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

※PSAは、診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像診断等の結果から、前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して検査を行なった場合に、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に原則として、1回を限度として算定する。ただし、PSAの検査結果が4.0ng/mL以上であって前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を上限として算定できる。なお、当該検査を算定するにあたっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※シアリルLe^a抗原(CSLEX)は、診療及び他の検査の結果から乳癌の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に算定する。

※シアリルLe^a抗原(CSLEX)とCA15-3を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

※PSA F/T比は、診療及び他の検査(PSA等)の結果から前立腺癌の患者であることを強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

※可溶性インターロイキン2レセプター(sIL-2R)は、非ホジキンリンパ腫、ATL又はαトレキサール使用中のリンパ増殖性疾患の診断の目的で測定した場合に算定できる。また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、悪性腫瘍特異物質治療管理料の「口」により算定する。

※抗p53抗体は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。

※尿中BTAは、膀胱癌であると既に確定診断がされた患者に対して、膀胱癌再発の診断のためにを行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料の「イ」を算定する。

※HER2蛋白は、悪性腫瘍が既に確定診断され、かつ、HER2蛋白過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER2蛋白過剰発現の有無が確認されていない再発癌患者に対して、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、悪性腫瘍特異物質治療管理料の「口」を算定する。